



介助者の中西秀人さん（左）とPA制度の契約を結んだ向山雅之さん＝札幌市東区で

介助者シフト管理、書類作成など

障害者が自ら介助者を採用し、直接契約を結ぶ札幌市独自の「パーソナルアシスタンス(PA)制度」の導入から10年が過ぎた。介助者に資格が不要なため身近な知人を採用することができ、介助時間を従来よりも増やすことが可能に。全国唯一の画期的制度だが、煩雑なシフト管理や事務作業を基本的に障害者自身が担うため、負担の大きさが課題となっている。

4月下旬、全身の筋肉が徐々に衰える難病、筋ジストロフィーで車いす生活を送る向山雅之さん(30)＝同市東区＝の口元にコーヒーが運ばれる。手伝うのはPA制度の契約を結んだ中西秀人さん(34)。向山さんが動かせるのは口元と指先だけで、24時間人工呼吸器が必要だ。

PA制度は重度障害者の生活全般を支える公的サービス「重度訪問介護」の利用者が対象で、認定された費用の範囲内で介助の内容を自分で組み立てることができる。向山さんの生活を支えるのは、重度訪問介護の事業所から派遣されるヘルパーと、中西さんを含むPA制度の介助者5人だ。

向山さんは1カ月535時間ある重度訪問介護の支給時間のうち、約60時間をPA制度に振り分けた。市は重度訪問介護の1時間を2400円と換算しており、約60時間分の費用は約14万円。中西さんらとは時給1300円で契約したため、介助時間は約110時間に増えたことになる。向山さんは「メリットしかない」と喜ぶ。

市によると、2018年度の利用者は76人で、うち単身者は24人。介助者の確保や日報などの記録、区役所への請求から報酬の支払いといった業務は原則、障害者自身か支援者が行うことになっているため「書類作業が多くて利用のハードルが高い」との声もある。

脳性まひで車いす生活を送る同市中央区の登り口倫子さん(34)は、北海道大のザンビア人留学生など13人の介助者と契約しているが、シフトの調整が深夜まで及ぶこともしばしば。「裁量があるのはいいが、個人の力量では厳しい」と明かす。

北星学園大の田中耕一郎教授(障害者福祉)は「障害者が介助の内容を自己決定できる意義深い制度」とした上で「介助者が労働者として位置付けられておらず、就労中や通勤には使えない点など課題を改善していく必要がある」と訴えた。

■ことば

パーソナルアシスタンス(PA)制度

障害者が事業所を通さずに希望する介助者と契約を交わし、シフトや支払う報酬を決めることができる札幌市の制度。2010年度に導入された。重度障害者の生活を支える公的サービス「重度訪問介護」の利用者が対象。同サービスの介助時間の一部が1時間2400円に換算されて支給され、障害者がPA制度の費用に充てる。運営は市が委託するNPO法人「自立生活センターさっぽろ」が行い、介助者の募集や請求作業などを支援する。